

こんにちは！ 日本共産党の **好きです！憲法9条**

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2012年 8月 3日 211

〒319-1112

東海村村松 2401-2

toukai@oona-mieko.info

電話・ファックス 029-284-0761

最近の 東海村議会の質が心配



暑い日が続いています。お変わりありませんか？
7月18・19日の行政視察のご報告の続きは後日
に変更させていただきます。
暑さに負けないようどうぞ、ご自愛下さい。
1面の続き、裏のページも見て下さい。

最近の議会委員会開催に関連して、大変気になることが
3点ありました。あつてはならないことと考えます。経過をご
報告します。

7/10の委員会で「広く住民の意見聴取」を決定

7月10日開会の原子力問題調査特別委員会で、現在
審査中の請願の今後の審査上参考にするため「広く住
民の意見を聞く場を設定する」「方法については委員長・
副委員長に一任する」と、確認されました。

その直後突然、これまで「自分では判断できないので
委員会で勉強してはどうか」「国の方向が決まらないのに
地方が結論めいた意思表示はできない」等、発言してい
た委員が「今すぐに採決すべきだ」「理由は、大飯原発の
再稼動が認められたから」と述べ、その他にも同じように
これまで原発の稼動に関する意見をきちんと述べずに、
「採決はまだしないほうがいい」という立場でいた委員も
「採決すべきだ」と言い出しました。

「大飯原発の再稼動がすなわち国の方向が決まったと
はいえない」という私をはじめ他の委員の意見も強く出さ
れ、委員長は、今から直ちに裁決「する」か「しない」かの
決を取りました。9人对9人の同数であったため委員長採
決になり、結果は10人对9人で、今直ちにの採決は「しな
い」で審査を継続することになりました。

こうしたやり取りはありましたが、この採決後に、「広く住
民の意見を聞く場の設定」は、取りやめようと発言する委
員は一人もいませんでした。

10日の委員会としての確認は、「方法は委員長・副委員
長に任せて、広く住民の意見を聞く場を設定する」でした。

27日開催の委員会招集通知と一緒に「住民の意見聴 取の場の設定」について意向確認書が送付される

委員長・副委員長は、案がまとまった段階で、内容確
認を目的に、27日に委員会を開催することを決定し、24
日の夕方、委員会召集通知を各委員にFAXで発行しま
した。委員のもとには、召集通知といっしょに「委員長・副
委員長」の考え方も示した場設定の案が送られてきまし
た。それだけなら問題は無いのですが、こともあろうにそ
れらといっしょに、住民の意見を聞く場の設定を「する」か
「しない」かの意向確認書が送られてきたので
す。



こんなことをしたら、会議を開いて話し合う意味がなく
なってしまいます。委員長の意思で、会議で確認したこ
とをひっくり返すこともできてしまいます。委員からは、F
AXで意向確認書の返信が事務局に入り始めましたが、
10日の委員会時、「方法は委員長に一任！」と叫んだ
委員も、「場の設定はしない」で返信しています。

共産党が意向確認書は無効、撤回すべきと申し入れ

私たち日本共産党会派では、「委員会で一度確認さ
れたことを、委員長の独断で各委員に対しFAXで意向
確認を再度行うなど、議会軽視もはなはだしく…意向
確認は撤回すべきです」と、委員長と議会事務局長に
申し入れました。しかし、委員長、事務局長は「撤回しな
い」と回答しました。

私たちはさらに、「撤回しないと24日の委員会は『意見
を聴く場』の方法を確認するために集まるのに、決まっ
ていないはずの住民の意見を聴く場の設定を『する』『しない』
で揉めることになるかもしれませんよ。そんなことでいい
のですか」と、口頭で申し入れました。委員長は、「かま
わない」という考えでした。まったく信じられません。

24日の委員会は、案の定、冒頭、場の設定を「する」
「しない」のやりとりになり、10日の確認がなかったかのよ
うなやりとりになってしまいました。そして、またしてもこと
もあるうに、10日の委員会時、「方法は委員長に一任！」
と叫んだ委員は、途中から委員長に何の理由も告げず
退席してしまいました。

住民の付託をうけた議員のあるべき姿とは到底思えま
せん。私たち委員もその理由をきちんと聞きたいですし、
委員長も納得いく理由があったのかどうか、正式に確認
し、その態度に対する委員長としての意見を述べていた
だきたいものです。

5・6日と豊橋市に行ってきます

川根地区内に建設予定の産廃焼却炉と同じTS型
の焼却炉で操業しているマルコー商会と地域との関
係について調査してきます。調査参加者は、弁護士
と法律事務所事務局員、産廃反対住民の会事務局
員です。豊橋市では、住民運動されている方と懇談
します。

表面からの続きです

27日の委員会は傍聴を認めない・・・委員長の考え

27日の前の段階で、委員長が「27日の委員会は傍聴を認めない」考えであることが分かりました。理由は、「この日は、請願の審査をする訳ではないから」とのこと。

どこでも「開かれた議会」へと前進させている現在、会議の数日前から「傍聴は認めない」と対外的に表明するような後退した議会が、この東海村議会だと思つと、これまで議会全体で努力してきたことは一体なんだったのだろうと残念でなりません。

日本共産党会派は、この件についても前日委員長に、「請願そのものの審査や審議をするわけではないかも知れないが、関連したことを議論するのだから傍聴希望があれば認めるべきだ。傍聴の取り扱いはいこれまでどおり(委員会の冒頭で傍聴を認めるかどうか委員に諮る)とすべきだと口頭で申し入れました。

しかし、本来は、委員会条例を改正し、本会議と同じように委員会に囚らなくとも原則「だれでも傍聴できる」とすべきです。今後の課題です。



委員会の欠席届け出していないのに「欠席者」だと

委員長は、委員会開催日時を27日午前10時に決定するにあたり、事前に各委員の都合伺いをしました。私は、27日の午前は、予定が既に入っていましたので可能なら別の日がいいかなと、とりあえず、不都合の日として報告しておきました。

この時期の委員会開催はかなり困難らしく、27日の午前は、不都合者が7名で一番少ない日だったそうです。委員長は、この時期ひとまず「場の設定の方法」について確認しておく必要があると判断し、27日に決定しました。委員会招集通知は24日の夕方、いつものようにFAXで送られました。私たち議員は、会議の招集があったら出席するのが義務です。そのために1年12ヶ月、毎月報酬もいただいています。欠席できるのは、正当な理由があって招集者が認めた場合です。私は、当然27日午前に決定したなら別の予定はキャンセルして出席しようと思っていましたから、欠席届けは出しませんでした。

しかし、前日の申し入れなどの話し合いの際、委員長は大名も欠席者との認識を示しました。召集通知が出されてからその日時に対し欠席といったならまだしも、都合かがい＝出欠確認となっていることに驚きました。会議の招集があったら出るのが義務、なら召集に対し何も言わないのは出席するという事です。欠席届を出していないのに「欠席者」と言われ不本意でした。

他の6名は、欠席届がでたのでしょうか。確認したいと思いました。

この件についても、もう一度全議員で確認しなおしをすべきです。

議会がルーズになってきているのか、議員個人の問題なのか、いずれにしても「議員必携」に立ち返って「議会とは」「議員とは」を勉強し直すことが必要のようです。そして、議会事務局の方々もぜひおさらいをお願いします。

ぜひ
ご参加ください

日本共産党演説会

日時 8月19日(日) 午後3時開会

弁士 塩川てつや 衆議院議員

場所 ワークプラザ勝田(ひたちなか市)

弁士 うの周治 衆議院茨城4区国政対策委員